

長井市民文化会館の管理運営等に関する規程

令和4年3月1日
長井市告示第30号

(目的)

第1条 この規程は、長井市民文化会館条例施行規則（令和3年長井市規則第15号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、規則の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可申請)

第2条 長井市民文化会館（以下「会館」という。）を使用しようとする者は、長井市民文化会館条例（昭和49年長井市条例第45号。以下「条例」という。）別表の基本使用料に規定する複数の時間帯区分で使用しようとする場合には、規則第7条の使用の許可申請の際に申し出るものとする。

2 ホールの使用に係る使用の許可申請については、規則第7条ただし書きの市長が特に必要と認めるものとし、使用開始の1年前から申請書の提出ができるものとする。

(使用の許可)

第3条 会館は、前条第1項により申し出があったものについては、会館の運営上支障のない範囲において許可することができる。

2 会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、ホール使用の許可を受けた者は、条例第4条第2項により会館が必要とする書類を作成のうえ、打合せを行わなければならない。

(使用時間を超過する場合)

第4条 やむを得ない事情により使用時間を超過するときは、使用者は速やかに規則第9条第1項に規定する長井市民文化会館使用変更許可申請書（別紙様式第3号）を提出し許可を受けるものとする。この場合において、会館の運営に支障がある場合、超過使用を許可しないことができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条に規定する市長が公益上特に必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に定めるとおり使用料を減免することができる。この場合において、暖房料及び冷房料は、第1号、第2号、第3号及び第5号を除き減免しない。

- (1) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町並びに各市町の教育委員会が主催又は共催する行事のため使用するとき 免除
- (2) 会館が主催又は共催する事業で使用するとき 免除
- (3) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町に所在する幼児施設、小学校及び中学校が主催する文化及び教養の向上と福祉の増進を図る行事で使用するとき（ただし、入場料として1,500円を超える金額を徴収する場合は除く。） 免除

- (4) 長井市、小国町及び白鷹町に所在する高等学校が主催する文化及び教養の向上と福祉の増進を図る行事で使用するとき（ただし、入場料として1,500円を超える金額を徴収する場合は除く。） 50%減額
- (5) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町の社会教育団体及び社会福祉事業団体が全市町的な規模で実施する行事に使用するとき（ただし、入場料として2,500円を超える金額を徴収する場合は除く。） 免除
- (6) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町の住民が、会館の運営に支障をきたさない範囲において、文化及び教養の向上と福祉の増進を図るための練習、研修及び発表にホール、楽屋又はホワイエを使用するとき（ただし、入場料として3,000円を超える金額を徴収する場合は除く。） 50%減額
- (7) 長井文化協会、小国町文化協会、白鷹町芸術文化協会及び飯豊町芸術文化協会に所属する団体が、文化及び教養の向上と福祉の増進を図る行事で大会議室、中会3室、会議室1、会議室2、会議室3、和室、談話室1、談話室2、フリースペース1又はフリースペース2を使用するとき 50%減額
- (8) 市長が特に認めるもの 50%減額
(使用料等の徴収)

第6条 使用料等の支払いは現金、又は口座振込によるものとする。ただし、口座振込により発生する手数料は使用者の負担とする。

- 2 算定した使用料等に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 条例別表中、超過使用料及び暖房料・冷房料、規則別表の付属設備及び備品類の使用料は、使用後に請求書を発行する。この場合において、使用料は請求書発行日から15日以内に納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(長井市民文化会館の管理に関する内規の廃止)
- 2 長井市民文化会館の管理に関する内規（昭和53年4月1日制定）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行日前までに廃止前の長井市民文化会館の管理に関する内規の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。